２．減価償却の会計処理方法
⑴　有形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりです。
建物及び附属設備　３～15年
工具器具備品　２～15年
また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
⑵　無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、法人内利用のソフトウェアの耐用年数については、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。
また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
⑴　退職一時金
①公害健康被害補償予防業務勘定
役員及び職員の退職給付に備えるため、運営費交付金により財源措置がなされないものについて、独立行政法人会計基準第38に基づき、期末自己都合要支給額の100％を計上しております。
②石綿健康被害救済業務勘定、基金勘定及び承継勘定
政府交付金又は運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金を計上しておりません。
⑵　厚生年金基金から支給される年金給付
①公害健康被害補償予防業務勘定及び承継勘定
役員及び職員の退職給付に備えるため、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされないものについて、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
②石綿健康被害救済業務勘定及び基金勘定
政府交付金又は運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金を計上しておりません。
なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金及び年金給付に係る退職給付引当金の当期増減額を計上しております。
４．石綿健康被害救済基金に係る拠出金の計上基準
石綿による健康被害の救済に関する法律第32条第２項に定める地方公共団体からの拠出金及び同第47条に定める特別拠出金については、同第31条の規定により石綿健康被害救済基金に充てるものとされているため、「独立行政法人会計基準第85　寄附金の会計処理」に準じて会計処理を行っております。
５．割賦譲渡に係る収益認識基準
事業資産の引渡し時において、割賦取引に係る債権元本総額（消費税を除く）を割賦譲渡元金として計上し、回収日をもって事業資産譲渡高及び事業資産譲渡原価として計上する方法によっております。なお、未回収の割賦譲渡元金に対応する未経過利益は、割賦繰延利益として負債計上しております。
６．引当金の計上基準
⑴　貸倒引当金
①公害健康被害補償予防業務勘定
債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別の回収可能性を勘案するとともに、貸倒実績率に基づき、回収不能見込額を計上しております。
②承継勘定
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
⑵　賞与引当金
①公害健康被害補償予防業務勘定
役員及び職員の賞与の支払いに備えるため、運営費交付金により財源措置がなされないものについて、支給見込額の当期負担額を計上しております。
②石綿健康被害救済業務勘定、基金勘定及び承継勘定
政府交付金又は運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金を計上しておりません。
なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、独立行政法人会計基準第88に基づき計算された当該見積額の当期増減額を計上しております。
７．法令に基づく引当金等の計上根拠及び計上基準
納付財源引当金
翌事業年度以降の納付金（公害健康被害の補償等に関する法律第48条に定める納付金）の財源に充てるため、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（以下「省令」という。）第11条の規定に基づき計上しております。
８．有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的債券
償却原価法（定額法）によっております。
９．債券発行差額の償却方法
債券発行差額は、債券の償還期間にわたり均等償却しております。
10．未収財源措置予定額の計上基準
割賦譲渡元金、貸付金、破産更生債権等の元本等の貸倒れによる損失及び損失見込額に対し、後年度において財源措置が予定される金額を計上しております。
11．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率
10年利付国債の平成24年３月末利回りを参考に0.985％で計算しております。
12．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
〔貸借対照表に関する事項〕
１．金融商品関係
⑴　金融商品の状況に関する事項
当法人は、資金運用については短期的な預金及び長期的な財政融資資金預託金並びに公債等に限定しております。また、投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、国債、地方債等を保有しており、株式等は保有しておりません。
承継勘定においては、旧環境事業団から承継された建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理回収を行っており、これらの債権の回収を進め、同事業の財源となった財政融資資金の返済を確実に行っていく必要があります。これらの業務を実施するため、財政融資資金及び金融機関からの借入金及び債券発行により資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金に限定しております。